主 文 本件控訴を棄却する。 理 中

本件控訴の趣意は弁護人山下卯吉提出の控訴趣意書記載の通りであるからこれを 引用し、次のとおり判断する。

控訴趣意第一点(イ)について、

次に所論は被告人の本件行為は正当な業務によるものであるから、違法性を阻却するものであるのに、原判決が被告人を業務上過失致死罪として有罪の言渡をしたのは、法令の解釈を誤つたものであるというのであるが、ある業務に従事する者がその業務の執行に際して業務上遵守すべき注意を怠り、よつて人を死傷に致したときは、その所為は刑法第二百十一条前段に該当し、同条所定の処罰を免かれることができないことはいうまでもなく、その業務が適法であつたかどうか、被告人が右業務の適法であることを信じていたかどうかは、その罪責に影響を及ばさないものと解すべきである。

また合衆国当局は合衆国軍隊が行政協定に基いて使用する施設及び区域内においては専属的に逮捕権を有するが、右施設及び区域外においてはただ、その近傍で、当該施設又は区域の安全に対する既遂又は未遂の現行犯人の逮捕をすることができるに止まり、また合衆国軍隊の軍事警察の活動は、右施設又は区域外においては、高軍隊の構成員、軍属及びそれ等の秩序及び紀律の維持並びにそれ等の者の逮捕に必要な範囲内に限られることは右行政協定の条項中本件行為当時施行されていた、中七条に照して明らかなところである。従つて、合衆国軍及び当局は右施設又は区域の安全に対する犯罪と認められない犯罪に対域外においては、当該施設又は区域の安全に対する犯罪と認められない犯罪に当場がにおいては、当該施設又は区域の安全に対する犯罪と認められない犯罪に当時では、一私人としての現行犯逮捕は格別、合衆国駐留軍(憲兵隊)又は合衆国を超えて軍事警察の権限としてこれをなし得るものではなく、また、右特記の範囲を超えて軍事警察活動をすることはできないものと解すべく、所論の同協定第二十三条は何等右解釈を左右すべき規定ではない。

而して前記証拠によれば被告人の所属する右民間警備隊は右基地の施設区域内において物資等を監視警備するために憲兵隊より交付を受けたカービン銃及び実包を携帯武装して担当地域を警備し不審者を発見したときは誰何検束して憲兵隊にこれを職務とし、その職務遂行のためには必要に応じ、原判示の命令指示になめられた方法によって威嚇の為或は命中を期して発砲することを明まるを受けていたものであり、被告人は原刊で発信にの後の発砲について調練を受けていたものであり、はこれを発見して憲兵隊に引渡すべき旨の命令を受けて不審とし、方のとと、当該すべき旨の命令を受けて不審とし、とりを発見して憲兵隊に引渡すべき旨の命令を受けての窓よりを視いた携には、右施設区域外の住宅地帯を巡回警備中、判示日を発見したりまた。はこれを検束して憲兵隊に引渡すべき旨の命令を受けての窓よりを発見した携にするに連行質問の後逃走する同人を追跡務をおこたので発砲した際、業務と遵守すべき注意義務をおこたのである事実が明かである。

〈要旨〉以上の事実に徴すれば、たとえ右警備発砲した地点が前記施設区域から百メートル余の近距離にあり、かつ右〈/要旨〉住宅が駐留軍人軍属の住宅として、右軍人軍属が自費をもつて建築し屋内家具什器等がすべて合衆国軍の財産であり電気瓦斯等も同国軍より供給されるものであつたとしても、右住宅地帯が前記施設区域外

である以上、合衆国憲兵隊は右財産保護のため右住宅区域における武装警備を実施することは行政協定の認めるところではなくその他条約又は国際慣例等によつて許容されたものということはできない。(さればこそ右基地憲兵司令官は、本件住宅地帯の警戒を命ずるに当つて特に非武装たるべきことを注意指示したのである。)しかるに右民間警備隊長たるCが独断で右司令官の指示に反して武装を命じたのであるから(原審証人Cの証言)もとより、右憲兵隊の補助機関たる前記民間警備隊の隊員たる被告人が武装して警戒し、不審者に発砲するが如き業務が正当なものとは認め難い。

その他正当業務たることを主張する論旨はいずれも独自の見解に基くものであつて採用し難い。

ともあれ被告人がその業務の執行に当り、業務上の注意義務を怠つたために生じた本件致死の結果については刑法第三十五条の適用によつて罪責を免かるべきものではなく、もとより本件について合衆国の法規を適用すべき筋合ではない。論旨は理由がない。

同第一点(口)について

同第一点(ハ)について

原判決が、被告人の判示所為をもつて、実務上当然遵守すべき準則乃至命令である基地司令官より発せられていた「民間警備員の誰何行為に就いて」と題する命令の表述、民間保安警備隊担当憲兵隊下士官より発せられた「民間保安警備隊員者と認らりての教育事項」という指示の範囲を逸脱し業務上の注意義務に違反したるとは所論のとおりであるが、業務上の注意義務と必らずしも法律命令に規定されるものに限らないのであつて、なかんずく威嚇のもいるが、なかんずらは、指示を俟つまでもなく威嚇発砲者の採るべき当然の注意義務であった。 の如きは、指示を俟つまでもなく威嚇発砲者の採るべき当然の注意義の自己の指示に違反して、被告人が威嚇のためであるにかかわらず、銃口を向けて発の、銃を腰に構え、被害者の身辺近く命中の虞ある水平の方向に銃口を向けて発砲した行為もまたとりもなおさず原判示職務に従事していた被告人の業務上の注意義務違反に外ならないことは勿論である。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 谷中董 判事 荒川省三 判事 中沢辰男)